

第5回中野区子どもの権利擁護推進審議会  
(令和3年4月20日)

午後7時00分 開会

## 野村会長

皆さん、こんばんは。では、始めたいと思います。まず委員の交代があって、ご欠席のようですけど、ご紹介いただけますでしょうか。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

それでは、資料1をご覧ください。傍聴の方は、画面に表示しますので、ご確認をお願いします。

中野区小学校長会の福田委員が退職されたことに伴いまして、新たに吉川委員が委員として選抜されています。あと、田谷副会長の所属が変わられていますので、ご確認をお願いします。

## 野村会長

よろしいですかね。

小学校長会の委員が交代ということと、田谷委員の所属が変わったということがありました。ご確認いただければと思います。

それでは、続きまして、この間ワーキンググループをやってきましたので、このワーキンググループからの報告ということで、進めていきたいと思います。

まずは「子どもへの意見聴取ワーキンググループ」から、いろいろ精力的に動いていただいて、ご報告をいただければと思います。田谷先生、よろしくをお願いします。

## 田谷委員

よろしくお願いします。事務局の皆さんが頑張ってくださいまして、子どもの意見聴取のワーキングについては、既に4月10日と18日ですかね。区内無料塾で、意見聴取のアンケートを行ってくださっています。これについては、松山委員が主催をしてくださっていますので、後で詳しく聞いていきたいと思いますが、比較的無料塾の皆さんは、いろんな意見を出してくださっているし、ワーキングのグループワークにもすごく参加をしてくださっている状況がありました。

資料2のほうは、今後の予定になると思いますが、国際交流協会の日本語教室と、それから宝仙学園の高等部女子部、それから区内の中学校と東京都立鷺宮高等学校で、グループワークをする予定です。

国際交流協会は私が出席できないので、ほかのワーキンググループの方をお願いすることになりますが、今、宝仙学園の高等部のパワーポイント資料などをつくっていますので、その中

でもちょっと内容を精査してから、グループワークができるようにしていこうと思いますが、全体の感じとしては、うまくいくかなと思いをながらいます。

ただ、グループワークをするときに、無料塾で見たときに思ったのですが、やっぱり大人がグループに入っているほうが、話がうまくいったり、盛り上がる印象を受けましたので、もし皆さん可能でしたら、それぞれのワークショップのときに、そばにいてくださることなどのサポートをしていただくと、より一層子どもたちの意見が聞きやすいかと思しますので、ご協力いただければと思っています。

そのほかの委員の方々、ご意見または追加ありましたら、教えていただければと思います。

青木さんも一緒に行っていたいていましたので、もしよもぎ塾の印象などありましたら、教えていただけたらと思います。

#### **子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

皆さん、こんばんは。無料塾は、2日間に分けて、授業の1時間くらいをこちらのワークショップに時間を割いていただくような形で実施しました。2回に分けていまして、1回目の日程のときに、「なんでやねん！すごろく」という、関西の団体がつくっていらっしゃるすごろくを、まずグループに分かれて、それぞれやりながら子どもの権利について学ぶというワークショップを行いました。

2回目のときに、それも踏まえて自分の周りで、例えば居場所だったり、相談に関して「なんでやねん！」と思うような、つまり権利が守られていないと思うことは何ですかというのをそれぞれ出していただいて、それを4つの権利のどこに当てはまるのか、グループで考えるというような形でやりました。

最初は、子どもの権利という、なかなか取っつきづらいテーマであるので、「なんでやねん！すごろく」で緊張もほぐしながら、どういう内容なのかを楽しみながら学ぶことができたので、結構すんなり円滑にワークショップができたかなと思っています。子どもたち相手にすんなり子どもの権利を受け入れてもらうためには、少しそういったゲーム的な要素も取り入れながらやっていくということが大事だなというのを改めて感じました。

私からは以上になります。

#### **野村会長**

ありがとうございます。松山さんはいかがですか。その聞き取った内容はもちろんまとめていただけるんだと思うんですけども、今後行くところも含めて、子どもの顔がわからないような形でいいと思うんですけど、写真を撮ってきてくれるといいかな。報告書に、様子が分

かるように。

#### 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そうですね。会長がおっしゃられるとおり、報告書などに使えればと思いますので、全体の引きの写真なんかをたくさん撮ってきたいと思います。

#### 野村会長

中学校や高校に行くと思うので、学校の先生ともよく打ち合わせをしていただいて、子どもにも顔がわからないようにかな。わかってもいいというのだったら、それはそれでもいいんですけど、うまく相談してやっていただければと思います。

特に、その「なんでやねん！すごろく」、それ、見たことないですけど、どういうものなのか、どういうふうに行っているのかというのは、写真があると様子がわかるので、撮ってきていただけるといいかなと思います。

この日程表から、幾つか今後控えていますけれど、なかなか私は予定が合わずに参加できませんが、よろしく願いいたします。とても大事な活動かと思っています。

この件について、何かご質問なりご意見はございますでしょうか。

#### 野村会長

松山さん。ご参加いただいたワーキングの様子をご紹介いただければと思います。

#### 松山委員

事務局の皆さんにまとめていただいた区内の無料塾ですね。参加をされている中学生の方たちで、ワークショップという形でさせていただきまして、参加をさせていただきました。2回に分けて行ったんですけども、既にシェアをいただきましたように、ゲームという形で、権利を知りながら、2回目のワークショップでは引きつけて、中野区内で困ったとき、相談できる先があるかなとか、どういった場所だったら、自分が安心していられる居場所かなというところをもらったんですけども、本当に掘り下げていく中で、やり取りの中で、いっぱい言葉が出てくるなというふうに感じていて、最初からそういった場所、「ワークショップやるよ」という形で参加してくれた子であれば、準備して臨んでくれると思うんですけども、そうじゃない、いきなり聞かれた子たちでも、やり取りをして、友達が話していることを聞いていく中で、いっぱい意見があったので、やはりアンケートという形の場は担保されつつ、ワークショップスタイルで参加してもらえる場がつくれてよかったかなというふうに思っています。

さっき、野村さんがおっしゃったように、この後も引き続きですが、引き続き事務局の皆様、よろしく願いいたします。

## 野村会長

よろしくお願いいたします。何かご質問ありますでしょうか。手を挙げていただいても、小さい画面しかわからないので、適当にしゃべっていただければ大丈夫です。

## 齋藤委員

齋藤です。こんにちは。どうもよろしくお願いいたします。

このスケジュールの中に、4月27日というのは、これは公立中学校でやるものについて書いてあるのかなと思うんですけども、この内容としても、今までのお話を聞いている限り、そこら辺のミックスしていく形というのは考えていないのかなと。逆に青木さんにお聞きしたい部分なんですけれども。

基本的に公立中学校でやる場合って、子どもの権利条約についてとか、そういった説明を青木さんがしてくださるので、例えば今回の無料塾だったり、そこで得たもの、こういう方法がいいのかなというのを、そこに少しでも。全く同じではないかもしれないけれど、反映していきけるのかなと考えましたが、いかがでしょうか。

## 子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

ありがとうございます。今回無料塾で行ったやり方は、1時間1時間で日にちを変えて、2回使う形で、結構時間が十分あったので、ゲーム的な要素から最初に入って、というのができたんですけど、今度公立中学校でやる場合は60分、その半分の時間なので、先日の齋藤さんと一緒にやらせていただいた3月22日のときと似たような組み立てになるかなとは思っていますので、あとはもう少しリラックスして子どもたちが臨めるような形で進行していけるよう、少し崩したいと思っています。またそれはご相談させてください。

## 齋藤委員

なるほど。それでは、この4月30日の件については、これって大体時間的には、どのくらいでやる予定なんですか。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

4月30日の高校は、2コマいただいています、10分休憩で50分ですね。なので、時間に比較的余裕がありますので、班ごとに分かれて、条約のカードブックを使って、グループディスカッションをしてもらいながら、進められたらということ考えています。

## 齋藤委員

なるほど。ありがとうございます。

## 野村会長

国際交流協会、日本語教室、この黒丸のやつは、これは何日になるんですか、小学生は。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

現在調整中なんですけれども、候補日としましては、4月27日で調整しています。

**野村会長**

これ中学校とか、そんなものですか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

中学校、そうですね。区内中学校と重なってしまうので、時間はちょっとずれるのですが、職員は二手に分かれて行こうと思いますので、委員の皆様も、どちらかになってしまうと思いますが、来られる方はぜひ来ていただければと思います。

**野村会長**

あと、ちなみにご参加いただける方を言うのであれば、時間を教えていただきたいと思います。わかっているところで。皆さんご参加くださいといっても、何日にどこに行っていいたかが、よくわからないということがあると思うので。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

わかりました。ありがとうございます。後で、まとめてメールでお送りさせていただきます。

**野村会長**

ご参加いただける方が、ご参加いただけるような段取りをとっていただいたほうが、例えば何時までにどこに集合だとか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

承知いたしました。皆様にメールで改めて送らせていただきますので、ご確認ください。

**野村会長**

よろしく願いいたします。

**齋藤委員**

ちなみにこれは委員の方だけですかね、やはり見学としては。

**野村会長**

今、こういう状況なので、あんまりたくさんの方が行くというのは、歓迎はされないと思うので。

**齋藤委員**

そうですね。

**野村会長**

一応、委員だけにした方がいいかなと思います。

**齋藤委員**

例えば委員だったとしても、何名も押しかけてしまうというのも、それはそれで問題なのかなと思って。その辺、確認していただいた方がいいのかなと思います。

**事務局(子ども政策担当課長)**

そうですね。学校によっては、外部の人はあまり、こういう状況なのでたくさん来られては困る、というところもありますので、そこも含めて、またメールで情報提供させていただきます。

**野村会長**

区内の中学校というのは、これは中学校3年生全員という意味ですか、27日。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

そうです。学年で3年生全員です。

**野村会長**

ということは、これ何人いるのかしら。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

これは100名弱ですね。

**野村会長**

3クラス、一つの学校っていう意味ですよ。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

そうです。3クラスですね。

**野村会長**

わかりました。では、よろしく願いいたします。

**瀧本委員**

瀧本です。今の4月27日の区内中学校、この間私は3月22日に参加をさせていただいて、すごく内容がよかったので、ぜひ22日のような感じで、導入といった形でやっていただけると、すごく子どもたちもリラックスして考えることができるのかなと。今回は体育館で全員集めてやってくださるということだったので、ぜひ齋藤さん、お世話になります。よろしく願いいたします。青木課長もよろしく願いします。

**齋藤会長**

よろしく願いします。うれしいです。

**野村会長**

大丈夫ですかね。では、お手数ですけど、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に子どもの権利カタログワーキンググループのほうから、相川委員、よろしく願いいたします。

### 相川(裕)委員

それでは、「子どもの権利カタログワーキンググループ」のほうからご報告をさせていただきます。事務局のほうで、恐縮ですけど、資料3を画面共有していただければと思います。委員の皆さんは、資料3をご覧ください。

まず、ワーキングのメンバーと、それから打ち合わせの日時ですけども、ここに書かれているとおりで、前回の第4回の審議会でご報告した「子どもの権利規定について(叩き台)」というものを、4月6日のワーキングの第3回において、議論を深めたというところがあります。

この資料3の3番目、「議論の進捗」というところを見ていただければと思うんですけども、「検討の方向性」としては、前回の審議会でご報告した「子どもの権利規定について(叩き台)」というのを前提として、以下①、②とありますけれども、①の「子どもの権利に関する一般原則」というもの、そこをまずきちっと掲げよう。それから、その上で「個別に規定すべき事項」というものを、ピックアップしていこうということで整理をしています。

この資料3の中で、下線の引いてある部分というのは、前回の報告資料から、個別にこういうことを加えたらという、あるいは変更したらということで変えたのだとか、それから網かけの部分については、こういう意見が出たので、今日の審議会などで議論や意見交換を行いたい事項ということで、整理をさせていただいています。

例えば①、「子どもの権利に関する一般原則」の「意見表明権」の項目がありますけれども、ここで「どんな小さな子どもでも」というキーワードを追加している。下線を引いた部分は追加していますし、それから「子どもの最善の利益」の項目のところでは、「子ども一人ひとり」という言葉に変更しています。それから、SDGsや子どもの貧困に関する観点を、一般原則の項目に盛り込むべきだという意見がありましたので、それについては、今回の審議会において、ほかの委員の皆さんの意見も伺うべきであるというふうに考えています。以下の部分も同じようなことで、下線部や網かけ部分をご理解いただければいいかなというふうに思います。

それと、資料3の2枚目というか、裏のほうのずっと下のほうに(2)というのがありますけれども、「条例の前文について」というのも検討しました。第3回の打ち合わせまでの宿題として、各ワーキングのメンバーが条例の前文に盛り込みたいキーワードや、気に入ったフレーズというのを検討して、その内容というのを、当日の打ち合わせで共有をしています。前半のほうの



議論がちょっと長くなってしまったので、前文の検討があまりできなかったんですけども、この前文については、ほかの委員の皆さんにもいろいろご意見をいただければというふうに思っています。

それから、ワーキングの今後の予定についてですけども、第5回審議会での議論を踏まえて、次回ワーキングで前文に掲載する事項のコンセプトを議論するという予定になっています。

こちらのワーキングの報告としては、以上です。

### 野村会長

ありがとうございました。子どもに関する一般原則について、きちんと載せるということと、それから個別に規定する場面や場所での権利のところからややはみ出して、一般原則と併せて載せたほうがいいものなどについては、一般原則ということで限定することなく、躊躇せずに、そちらに載せていったらどうかということで、SDGsに関する視点だとか、貧困に関する視点だと思います。

こんな形でワーキングでは出ていますけれども、どうでしょう。何かご質問はありますでしょうか。あるいはご意見でももちろん、あるいはワーキングのメンバーでの補足でも構いません。

### 相川(裕)委員

さっき申し上げた網かけの部分ですよね。資料3の3番の(1)の①、②があって、後ろのほうにずっと続いていますけれども、その網かけの部分はぜひワーキングのメンバーだけではなくて、皆さんのご意見を伺いたいので、そこについて、ご質問でもご意見でも結構ですので、ぜひ何かコメントいただければありがたいなと思いますし、もちろんそれに限らず、これを見ていただいて、こんなことも入れたらいいんじゃないかとか、これはどういう意味なのかなとかということもあれば、ご指摘いただければと思います。よろしくお願いします。

### 野村会長

これ一つ一ついきますかね。この一般原則のところは差し当たり置いておいて、個別に規定する事項ということで、前回議論になったのは、場なのか場面なのかということが少し議論になったように思います。最初のところが、「あらゆる場面で」ということで、全体共通して場面で押さえているということであろうかと思えます。

ここで、補足しているのは、「どんな小さな子どもでも」という、「自分の思い・考え・意見を表すことができ、どんな小さな子どもでも、それらが尊重されること」ということが、補足的に議

論の中に入れられたということになります。

それから、障害のある子どもであるとか、日本語を母語としない、あるいは外国籍の子どもに関する記述をどういうふうに加えるのかということも、一つ論点になっていたのかなと思います。これも特にこんなふうにしたらいんじゃないかということがあれば、出していただければと思います。どうでしょう。

あとは、家庭については、様々な家庭の存在について、ここ「家庭で」となっていますけれども、里親もここに含んでということで、「家庭あるいは家庭的環境の中で」育つことができるんだということでしたよね、たしか。そして、その家庭自体が支援を受けることができるんだということ。その中に様々な形の家庭の存在についてわかるようにするということが、指摘として上がっていました。

それから、この「育ち、学ぶ施設・団体」というのは、これは明確に学校であるとか、あるいは幼稚園であるとか、保育園というのが、「育ち、学ぶ施設」の公立あるいは公的な、公共的なものということですが、それ以外に団体でということで、NPOがやっている様々なことも含めて、そこに含まれています。そこには「一人ひとりの尊厳が守られ」ということがあり、どんな軽微なものであっても暴力を受けない。それから個性が尊重される。網かけの部分として、「育ち、学ぶ施設・団体に関わる大人は、沢山のことを一人で抱え込むことなく、子ども一人ひとりと向き合い、その成長を支えるために必要な支援を受ける」ということで、比較的丁寧に書き下ろしているということです。

それから、「地域・社会で」ということで、これ前回は、もともと提案は「地域」だったんだけど、地域ということになると、イメージされるものが少し限定される部分もあるので、「社会」という言葉を加えたほうがいいんじゃないということで、「地域・社会」というふうにしています。その地域の中では、「子どもが休んだり、遊んだり」ということ、それから、自分たちに関わることに参加できる。それから網かけの部分として、「子どもの成長を支える活動に関わる大人は、その活動を継続、活性化させるために適切な支援を受けられること」という、支援する側の支援のあり方というのについても触れてあるということになります。

「家庭」、それから「育ち、学ぶ施設・団体」、それから「地域・社会」の一番最後の項目が、それに関わる支援者に対しての支援のことで結ばれているという、そういう内容になっているという、そんな感じです。

これについて、もっとこういうような書き方があるんじゃないかとか、あるいはこういうことも加えたほうがいいんじゃないかとか、あるいはこれは適切な表現ではないんじゃないかとか、

あるいはもちろん質問でも構いませんけれども、何かご指摘をいただけるといいかなと思います。いかがでしょうか。

#### 齋藤委員

この1ページ目の1番下の網かけの「貧困に関する観点を」という部分も、割とみんなでどうなんだろうねと考えていたかなと思うんですね。それが例えば家庭の貧困、家の貧困なのか。家の中の子どもだけに焦点を当てた貧困なのかという点もあるのではないかという話し合いがありました。例えば、家庭自体は裕福だったとしても、子どもに対して虐待の状況があって、その子どもはすごく困っている、貧困状態にあるとか、そういったことを考えると、家庭の貧困として捉えていいのかなど、そういった話し合いもありました。

#### 野村会長

ありがとうございます。

#### 田谷委員

多分、齋藤委員からお話があったことだと記憶しているんですが、自分たちが言ったこと、まずは尊重されているとか、意見を聞いてもらっているんだということを感じ取れるようにするとか、それから自分が言った意見が、最終的にどういうふうに尊重されたのかとか、最終結果がどういうふうになったのかというところまで、彼らに説明していく部分みたいなところも話し合われた記憶があるんですが、そのあたりはどのあたりに反映されているんでしょうか。

#### 野村会長

そうですね。これが反映されていないかもしれないね。私が「これもいい」と言って。

#### 事務局(子ども政策課子ども政策調整係)

「大人は自分の意見を言い、思いや考えをあらわすことができ、大人はそれを尊重する」の中に、少し広いかもしれませんが、この中に含めているような形で考えていましたが、もう少し具体的に特化した形で記載したほうがよいかというようなご意見ということでしょうか。

#### 野村会長

だって、これでは普通だもん。

#### 田谷委員

そうです。できれば、やっぱり、自分が尊重されているということ、彼らがちゃんと感じていることと、結果どうなったのかを、私たちが説明する責任を負っている、彼らに説明するかどうか、説明責任があるというところは入れてくださるといいかなと、私は思います。

#### 齋藤委員

言葉としては、どんなものだったかという、「尊重された結果を受け取ることができる」だったと思うんですけど、ちょっといい加減かもしれないですけど。

#### 野村会長

そうですね。「齋藤さん、それ、素晴らしい」とか言って、私、一生懸命、熱く語ったので。

#### 齋藤委員

そうですね。

「結果を尊重される」という言葉と、「尊重された結果を受け取る」というのには、かなり大きな違いがあって、何が違うかという、結果として、子どもの思ったとおりに事が進まなかった、要は、結果としては違うゴールだったとしても、そこまで大人がどう関わったのか、それをどう尊重する行動をしてきたのかということ、子どもが知ることができる。それ自体は、結果だと思うので、という話をしたと思います。

#### 野村会長

その結果を受け取ることができるという表現が、またよかったですよね。

#### 齋藤委員

うれしいですね。

#### 野村会長

「説明」と言うと、なかなかどう説明しようかと。「受け取る」というのがよかったかなと。

#### 齋藤委員

実際のところ、社会的擁護の子どもたちに寄り添っていると、その子どもたちが思ったとおりに進まないことってすごくあるんですけども、例えば親元に帰りたいのか、里親さんのところに行きたいのか、施設に行きたいのかとか、自分がどう暮らして、どう生きていくのかということ、子どもが今選べる状況には全然なくて、けれどもそれに対して、例えば児童相談所の職員がこういうような取組をしたよとか、そういうことを知ることでも、少し納得してもらえ。無視をしたわけではないんだなと知るとは、大人に対しても、さらには子どもに対しても、全然感じ方が違うのかなと思いました。

#### 野村会長

ありがとうございます。川崎の条例なんかでは、自己決定というか、自分で決めることができるというようなお話でもある、そういう形になっているんだけど、それ、結構批判がたしかありましたね。意見表明をして、条約12条も意見を表明することができて、成長や発達に応じて、それが尊重されるという規定だったと思うんですけど、それをよりよく表現したものとして、

かつ実感として、自分の意見がどうなるのかということ、条約の条文に即して、表現の仕方としては、非常に適切なように感じました。ありがとうございます。ほかにありますか。

#### 相川(梓)委員

この「あらゆる場面で」のところで、前回ワーキングで話に出ていたと思うのが、失敗する権利があったかと思うんですが、その言葉がまとめには消えているようなので、ぜひ入れていただきたいなと思いました。

#### 野村会長

そうですね。失敗してもいいんだということ、失敗してもやり直すことができるということになると、失敗はやり直さなければいけないものなんだみたいになってしまうんだけど、失敗してもいいんだということは重要ですよ。それは、もちろんやり直すこともできるんだけど、そこも確かに議論になっていました。ありがとうございます。

ほかにありますか。

#### 松山委員

一つ目の網かけ、①「子どもの権利に関する一般原則」の中に、「SDGsの観点、貧困に関する観点」も盛り込めないかというご提案があったかなと思うんですけれども、意見になりますが、一般原則のところは一般原則にフォーカスさせておきつつ、でもやっぱりSDGsな観点とか、貧困ももちろん重要なことなので、それらは、例えばその下の「個別に規定するべき事項」の「あらゆる場面で」のところに盛り込むということも、一つやり方としてあるかなと思いました。

あと2点目、こちらは質問になるんですけれども、「あらゆる場面で」の中で、障害を持っている人や外国籍、あるいはこの中に外国ルーツの人も入ってくるかなと思うんですが、そういう人たちに関する記述を加えるというのが、下線で入れられているんですけれども、今ワーキンググループとしては、どういう記述を盛り込むかというところのアイデアまでは出ているでしょうか。

#### 野村会長

出ておりません。入れたほうがいいのではないかというお話があって、どうするかというところで、止まってしまっているかもしれません。何かありますか。

#### 松山委員

この入れたほうがいいんじゃないかの理由にもよるかなと思うんですけれども、やっぱり差別の禁止に関わることだったりとか、あらゆるバックグラウンドを持つ方々にとって生きやす

い社会にする、中野区にする、というような視点のものが入ってくると、より具体的でいいのかなというふうにも思いました。

#### **野村会長**

川崎なんかでは、個別のニーズに応えるということでたしか入れていたと思うんですけど、平均して「あらゆる場面」というお話になってしまうと、なかなか入れにくかったりもするんですが、でもこれはとても大事な視点ではあると思うので、少し工夫をする必要があるかなとは思っています。

この点で何かご意見ある人いますでしょうか。

#### **相川(梓)委員**

私がたしか加えてほしいということを訴えていたんですけど、「子どもにとって最もよいこと」「一人ひとり」と入れることで、救われるのではないかという、それで十分ではないかという議論もあったんですけども、どうしてもそのときにも、言葉があるかないかで抜け落ちがちなパターンが、障害だったり、ルーツが違うお子さんかなと思ったので、そういうフレーズをどこかに入れて、忘れないようにしていただきたいという意図で、ご指摘をさせていただいた経緯があります。

#### **松山委員**

今の、相川さんからいただいた点で補足と言いますか、具体的に文言が入っていることって、本当に重要だなというところ、全く同意で、この条例も日本語でつくられると思うので、ぱっと見た感じ、自分がこれに含まれているのかなというのが、自信が持てないかもしれない人たちにとっても、これはあなたの条例でも、あなたについてのあなたを守るための条例でもあるんだよというメッセージを散りばめるというのは、非常に重要な視点だと思いました。ありがとうございます。

#### **野村会長**

ありがとうございます。これらは「あらゆる場面で」というところに入れるのもとても重要ですよね。

ほかには。どうぞ、どなたかな。大丈夫ですか。ほかにかがでしょうか。

#### **粉川委員**

二つありまして、一つは一般原則のところ、「生命、生存、発達の権利」のところ、この中で文化的なものに触れる豊かな……。説明が難しいんですけど、命のことと、あとは子どもの発達のことと、あとは社会が豊かなものであるんだということ、いろんな文化的なものに触れ

る権利みたいなものって、うまく保障できたりしないのかなというのが、私の中で一つあるのと。

あと、もう一つは、「家庭で」というところですね。「個別に規定すべき事項」の「家庭で」のところで、「家庭は支援を受けることができる」と書いてあるんですが、どんな支援なのかというところは、もう少し具体的になったりするのかなと、その二つが気になりました。以上です。

#### 野村会長

ありがとうございます。この「生命、生存、発達の権利」のところ、さっき松山さんからもお話がありましたけれど、一般原則を拾っていった関係で、文化的な権利ということまでの言及はないんですけど、「地域・社会」のところで、「子どもが休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したりすることが保障される」という、むしろ「地域・社会」のところで入れていたかなというふうに、たしか記憶はしています。ただ、文化というのはそれだけに限るのかという問題があるので、文化とは何かということにもよるんですけど、そういうことを迷いつつ、「地域・社会」のところでたしかイメージはしていたかなと思います。

それから、家庭への支援の具体的なということになると、「育ち、学ぶ施設」だとか、あるいは「地域・社会」で子どもを支える人たちに対する支援をどれだけ具体化できるのかということも、多分同列にあると思うんですけど、これをどこまで書くのかというのは、考えてみる必要はあるかなと思います。

確かにこれだとちょっと短すぎるので、もう少しわかるようにしたほうがいいかなというふうには思いますが。

#### 齋藤委員

この「子育て、家庭は支援を受けることができる」ということで、例えば具体的に言うと、「子育ては休む時間をつくっていいんだよ」というようなメッセージが入るといいかなと思います。子育てって、自分で何とかしなければいけないというプレッシャーも大きいし、自分自身もそう思う部分というのもあるので、子育ては全然休んでいいんだ、昔の人も休んでたんだというような、地域で支える、みんながちょっと預かってくれる、何か食べさせてくれる、ということが今ない中で、子育てを頑張っている方がほとんどだと思って。「子育てを休む時間」という言葉が入ったらより伝わるのかな。もっといい説明があるかもしれないですけど、そんなふうに感じました。

#### 野村会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

## 瀧本委員

私も家庭の支援とか、必要な支援を受ける、適切な支援を受ける、と書かれているところで、実際にどんな支援が受けられるのかなと、これを読んだときに、率直に思ってしまったところもあるんですが、この条約は、子どもに対して権利があるんだよ、という内容とともに、大人が子どもを守っていかなければいけないというか、大人も本当にきゅうきゅうとしている中で、子どもに当たってしまったりとかしていると思うので、大人もサポートができるんだよという、必要な支援を受けるとか、大人が適切な支援が受けられるというこの言葉は、とても救いになるなというふうには感じました。ここで、こんな形で具体的に支援、こういう支援があるよというのが入ると、またさらにいいかなというのを感じました。

## 野村会長

ありがとうございます。どんな支援が受けられるのかということについて、全部は書けないと思うんですけど、イメージできるような表現を工夫してみるというご指摘かと思います。

ほかにいかがでしょうか。どんどんご指摘いただければと思います。

## 相川(梓)委員

ご指摘というか、補足なんですけれども、前回ワーキングで「育ち、学ぶ施設・団体で」というところに、「団体で」というのを加えていただいたんですが、子どもに関わる場所というと学校だったり、公的な機関が中心になるんですけれども、実際話を友人などから聞くと、習い事だったり地域のサッカークラブだったりとか、そういうところでも、たまに子どもの権利が保障されていないケースがあるよねと。なので、それについてぜひ入れてほしいということで、「団体で」というのを入れていただきました。

ただ、それはそちらに入れたほうがいいのか、「地域・社会」に入れたほうがいいのかというのは、たしか議論に上がっていて、「学ぶ施設」のほうに入れたほうがいいのかという形で、今まとめていただいているんだと思うんですけれども、それについて、ほかの委員の方から、もしご意見があれば伺いたいなと思いました。

## 野村会長

そうですね。どうでしょう。

## 相川(梓)委員

例えばPTAは、ではどっちなみみたいな、そういうことについては、PTAの方からはどう感じるのかを。自分だったらどっちに含まれるのかといった意見を伺えればなと思います。

## 野村会長



具体的にどういうものをイメージしているかですけど、例えば学習塾だとか、団体ということになると、子ども食堂をやっているだとか、学習塾でなくても学習支援をやっているだとか、あるいは子どものための地域活動をやっているかというようなお話になっていくと、この「育ち、学ぶ施設」ということなのか、それとも「地域・社会」のほうになるのかということは、具体的になればなるほど、「地域・社会」に寄っていく部分もあるし、むしろ「育ち、学ぶ施設」のほうで含めたほうがいいかもしれないという部分もあるかもしれないという、そんな議論だったかと思います。課題の一つではあります。

### 粉川委員

私としてはPTAで入っているのですが、割と横断的に捉えました。やっぱり団体として、子どもをしっかり尊重する。例えば規約をつくらなければいけないとか、そういうものに関しては、「育ち、学ぶ施設・団体で」というところで、しっかり尊厳が守られるとか、暴力を受けないとか、そういうところが団体としてしっかり意識をしますし、「地域・社会で」こうやっていこう、適切な支援を団体として受けられるとか、それは団体・個人ではなくて、社会の一員としてどう続けられるとか、あまりどっちというふうにならずに受け止めたというのが、私としての感想です。

### 相川(裕)委員

ワーキングでの議論を補足的に紹介しておくとして、その「あらゆる場面」ということ以外に、「家庭」とか「育ち、学ぶ施設」、「団体」も入れるかどうか。それから「地域・社会」という分け方に関して、それは場面というだけではなくて、これ田谷さんがおっしゃっていたと思うんですけども、子どもとの関係で、一定の義務を負っているというんですかね。どういうカテゴリーかというときに、子どもとの間で特定の義務を負っているんだと。例えば親とか保護者、親権者というのは、そういう意味で、一つ取り上げられることになるんでしょうし、あるいはその「育ち、学ぶ施設・団体」というのは、一定の目的のために組織されていて、それは子どもとの関係でそういう義務を負うということになるし、それに比べると「地域・社会」というのはもうちょっと広く、大人と子どもとの関係みたいな感じにどっちかというとなるのかなというような、そんなようなことも議論されていたかなと思います。

### 野村会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どういうふうに書き分けていくのかというのはちょっと課題になりそうですね。ほかにどうでしょう。よろしいですかね。またこれをもとに議論が深められればと思います。

次に、前文のキーワードということで、お手元に、資料の4ですかね。あるかと思います。皆さんとは募集をして、幾つかって相当あるんですけど、これどうするかなというのはなかなか難問ではあるんですけど、ざっと読むにしても結構量はあるので、見ていただいて、これは重要だというのをむしろ皆さんのご意見として出していただくといいかなと思われま

す。先ほどの権利のカタログの中で含まれているものもあって、例えば今ちょうど出ている「子どもに関すること」というのではなくて、「ひとりひとりの子ども」というのが、何段落目かにあるかと思いますが、誰一人取り残さないとか、「差別なく」というのは、一般原則で表現されるような、一般原則でもかな。表現されることでもあるので、この前文の中で、どういふふうに残していくのかということが今、課題になっています。

それで、特に前文をつくってしまおうかという話もあったんだけど、その前段階として、やや段落的な固まりでこういうことを言う、ああいうことを言うという、その中にフレーズを埋め込んでいったらいいのではないかというようなことで、たしか前回議論が終わっていたのかなと思います。

これを見て、なかなか指摘をしにくいところもあるかもしれませんが、なかなか難しいな、これは。いっぱい出していただいた関係もあり、逆に難しさがあるという感じもありますけれど、何かこれは入れたほうがいいというのがあればですけど、これももう少しワーキングでもみますかね、ここの部分は。ここで一般的に議論をしても、なかなか進まない感じもするので。どうでしょう、相川弁護士。

#### 相川(裕)委員

では、それはワーキングでもみたいと思いますけれど、これ見て、感想でもいいので、何か思ったことがあればと。この中には、子どもたちに向かって呼びかけるみたいな形で書かれているものがあって、それは一つのスタイルで、ワーキングの中でもお2人の方が明確に子どもの皆さん、とか、あるいは私たちは子どもたちに約束します、みたいな、そういうスタイルの前文にしているんですね。だから、もちろんそこは私たちがどうこうということではないのかもしれませんが、議会で決めることではあるんでしょうけれども、そういうスタイルというのがいいなというふうに思っておられる委員の方が、結構おられたということはあるかなというふうに思います。その辺も含めて、何かご感想でもあればとは思ったんですが。

#### 野村会長

逆に、子どもの視点に立って書くというのも、ひょっとしたらあるかもしれない。どこかで子どもを交えたワークショップをやって、前文を確定していくといったときに、子どもが主語にな

るような形のあり方もあるかなというふうには思ったりもしますが、条例自体がどういう性格づけなのかということによりますかね。

大人の決意表明ということであれば、その視点というのでいいかもしれませんが、大人の視点というふうにすると、偉そうになりすぎてしまって、上から目線っぽくなってしまったりするのが危惧されたりもしますが。

#### 相川(裕)委員

今、野村さんがおっしゃったような子どもの目線というか、子どもの立場から書かれている前文って、どこかの自治体であるんですか。それ、できたら面白いと思うけれども、なかなか難しい感じもしますよね。

#### 野村会長

でも川崎は、確実に子どもと一緒に考えたんです。西東京は、それぞれ主語を違えていて、「子どもは」とか「大人は」とかという、それぞれの視点が幾つか入っているという。だから決して一つの視点ではなくて、混在しているというものもあるかなと思います。

#### 齋藤委員

中野区の里親仲間たちと、里親の子育てを子どもと一緒に考えるという、「ナイス！な親プロジェクト」を行ったのですが、こども会議のまとめは、こども委員が文章を考えてくれました。その中で、「子どもから子どもへ」という部分があるんですね。そのまとめで子どもたちが選んだ言葉というのが、すごく伝える力があるなという気持ちもあるので、相川先生がおっしゃるとおり、すごく難しいかもしれないけれども、子どもが、子どもの仲間たちに伝えたい言葉というものが少しでも入ると、大人が考えてまとめた以上に、子どもたちが受け取りやすい言葉に変わるのかなというふうに思いました。ただの感想なんですけれど。

#### 相川(裕)委員

齋藤さん、今おっしゃった資料は、ぜひ審議会の委員で共有できたらいいなと私も思います。

#### 齋藤委員

そうですね。

#### 事務局(子ども政策課子ども政策調整係)

齋藤さん、データとかがあってあるんですけど。

#### 齋藤委員

あると言えばある。

## 事務局(子ども政策課子ども政策調整係)

もし可能であれば、送っていただければ、皆さんに転送することはできますので。

### 齋藤委員

はい。ただ結構な量なんですね。結構な量というほどでもないかもしれないですけど、わかりました。これはまた相談しながら。皆さんに見ていただいて、そうするとまた視点が変わるかもしれないですね。ありがとうございます、相川先生。

### 野村会長

ちなみに、川崎の条約の前文というのは、これは大人が書いているなというのはわかるんですけど、主語が「子どもは」になっているんですよ。子どもはそれぞれが1人の人間である。権利の全面的な主体である。子どもは、子どもは、子どもはというふうにくて、一番最後に、「私たちはこうした考えのもと」という、そういう書き方になっているのは、川崎の条例だったかと思います。

西東京市のほうは、主語が使い分けられていて、「子どもは」と「大人は」と「市は」という、それぞれ主語を違えて書いてある、そんな工夫がなされています。

その意味では、いろいろ工夫のできるころかなと思うので、具体的なイメージを持ちながら、議論ができればいいかなと思います。

### 田谷委員

これは望月委員が言ってくださったことだと思いますけれど、資料の「子どもに関すること」のところに、中野区であったいじめの事件のことが書かれていると思うんですが、恐らく中野区において、子どもの権利を守るというときに、このいじめの事件って、改めて私も調べてみて、原点なんだろうなと。中野区にとっては原点になる部分だと私も思いますので、前文の中にこの言葉を入れるかどうかは別として、やはり中野区の内じめの事件が原点なんだということ、それを、中野区は本当に衝撃を持って受け止めて、そこから何とかしなければというところで、この条例が立ち上がっているということは入れていきたいなと。「いじめられない権利」、いじめから守られるというところは、ほかの自治体の前文には入っていないかもしれませんが、入っているのかな。西東京は確か入れていたと記憶していますが、ぜひそこは文言として入れていただくと、中野区の決意みたいなのが、より一層明確になるのではないかと私は思います。

望月さんだったと思うんですが、いかがでしょうか。お願いします。

### 望月委員

事件があったのは、僕がPTAの会長をやっている地域の、今はなくなってしまった学校でなんですけれど、同じ地域であった事件なので、地域の保護者の方々からよく昔の話もお聞きしますし、おやじの会を全国に先駆けて立ち上げたりとか、地域の方の思いもたくさん聞いてきたので、ぜひ盛り込んでいただくと、中野区の決意を表明できるいい前文になるのではないかなと思いました。田谷さん、ありがとうございます。

#### 野村会長

ありがとうございます。そうですね。記憶にある方とおられない方がひょっとしたらいるのかもしれませんが、私は大学院で、この事件は非常に衝撃を持って見ていて、ひょっとしたら子どもの問題に関わるということのかなりのパーセンテージとして、この問題というのは念頭にあったように思います。いじめの問題を語るときには、必ずこの事件というのをお話をすることも多くて、ルポルタージュも結構出ているんですね。いろいろさかのぼることができますよね。

この間、その記者の人が何かで出ていましたけれど、それはやっぱり中野区では非常に今でも重い事件なんですかね。皆さんが共通認識として持たれている事件というふうに理解しているんですかね。全国のいじめ問題の、何とかしなければいけないということ、国も動かした大きな事件ですよね。要は、いじめがどれだけあるのかという調査が始まった一番最初の事件ですよね。確かこれ、調査したときには、いじめの定義なしに、この事件の直後に緊急調査ということでやったんだけど、定義がなかったために、あまりにもばらばらになったので、半年後に最初のいじめの定義ですね、これをつくって調査をしたという、そういうきっかけになっている大変重要な事件ですね。ご指摘ありがとうございます。

それぞれ、例えば川崎であれば、高津区だったかな。金属バット事件というのが昔あって、それがやはり原点になっているんですね。一生懸命教育のことを考えてきたのに、ああいう事件が起こったと。川崎の教育は大丈夫かというふうに問いを発したところから、子どもの問題に大人が関わり、真剣に考え始めて、地域教育会議とか、いろんな会議体ができって、議論が高められたのが条例に至ったっていう、そういう沿革があります。

つらい思い出なのかもしれないけれども、そういうものを無駄にしないという意味で、その痕跡を残すというのはとても大事なこともかもしれません。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。では、今出たようなことを引き取らせていただいて、また議論ができればというふうに思います。どうもありがとうございました。

#### 相川(梓)委員

指摘というか、中野区では先日「中野区いじめ等防止対策推進条例」というものも新たに設置され、また先日、新学期が始まってから、学校からいじめ対策についてのパンフレットもいただいたという経緯があります。恐らく順番としては、権利条例があって、いじめ対策というのもあると思うので、先にこのいじめ対策推進条例というものもあって、そこでオンブズパーソンまではいかないと思うのですが、それぞれ各団体や関係者は、抱え込まずに相談しましょうということがうたわれているように受け取ったので、ぜひそこで行われた議論等も、また書かれている条例について参考にしながら、いい文は取り込んでいけるといいのかなと思いました。

### 野村会長

ありがとうございました。

それでは、次は資料の5かな。各主体の役割ということで、事務局がここをクリアしたいというんで、一生懸命出してきたいただいているんですけど、どうでしょう。

先ほどの場とか場面っていうものが、確定されてくると、その裏返しとして、これ多分いろいろな主体の役割とか義務というのが多分出てくるかと思います。

これは今出していただいた資料は、川崎市と世田谷区と豊島区と西東京市のものが上がっています。これは、どうだろう。先ほどの場とか場面ということ想定しながら、これらの自治体で上がっていることも少し念頭に置きつつ、一応主体としては保護者、それから区・市、中野区の場合には区ですかね。それから、育ち学ぶ施設の関係者、団体ということが入ってくると、「育ち、学ぶ施設・団体」の関係者ということになるかもしれません。それから区民、それから事業者、最近国連などでも事業者というんですかね。ビジネスの分野での、ということが結構重要視されていますけれども、そういうことも少し入れたりすることもあるかもしれません。

その他というのが上がっていますが、こういうものを目配りしながら、これをまとめていければというふうには考えています。ご指摘ありますでしょうか。

### 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

事務局から、補足させていただきます。資料の6に、答申のたたき台をつくらせていただいております。今の各主体の役割というところは、ページ番号は振っていないのですが、3章の「区・地域団体・事業者等の役割」というところで、今までの審議会が出たお話はまとめさせていただいたんですけども、こちらをさらに肉づけするような形で、今日議論ができればと思います。お願いします。

### 野村会長

どうでしょうか。どうぞ。

**相川(梓)委員**

この区分けのときに、教育委員会というのは区に入るのか。関係する教育の施設に入るのかというのは、どう捉えたらいいのかなというのは疑問に思ったんですけども。

**野村会長**

一応区に入りますね。

**相川(梓)委員**

区に入る。

**野村会長**

教育行政ということになるので。

**相川(梓)委員**

わかりました。ありがとうございます。

**野村会長**

ほかにいかがでしょうか。

**齋藤委員**

率直なただの感想なんですけれど、保護者の部分の、決められている役割というのが、書いてある内容によっては、すごく窮屈に感じて、逆に追い詰められてしまうなど私は感じました。

これは書き方によっても、保護者の人が読んで、「ああ、もう嫌だ、絶対私できていないわ」と思って、目をつぶってしまうようなやり方ではない表現がここにあってくるといいなという気持ちもするし、またはこの保護者の、例えば一番私の中でぐぐぐと思った言葉というのは、「子どもと一緒にいる時間を大切にします」という言葉が、何が前提なのかもわからないんだけど、勝手にその受け取った先の気持ちとして、大切にできないときっていうのもやっぱり子育ての中にはあって、そのときにこの言葉を見たら、ひどく距離をとってしまいたいなと思ってしまうかなと。

ここに、役割だから、役割の中に休むということも入れてもいいのではないかなと思いました。あなたの役割は、もちろん子どもを大切にすること、命を守ることなんだけれども、一緒にいる時間がどうも大切にできないときは休みましょう、というのをここに入れないと伝わらないのかなと私は思いました。

**野村会長**

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

## 相川(梓)委員

保護者の役割に加えて、本当は、する必要はもちろんあるし、つらいときにはちゃんとヘルプを求めなさいということ役割に入れられるといいのかなと思いました。

あと加えて、多分区民の役割などに入ってくるのかなとも、区かもしれないのですが、どうしてもケースとして災害が起こったときなどに、子どもの権利がないがしろにされがちなので、言葉、キーワードとして、何か災害が起こったときの子どものことを念頭に置く責任がありますよ、ということを入れられるといいかなと思いました。

## 野村会長

なるほど。ありがとうございます。ほかにどうでしょう。いろいろ出てきますね、皆さん。すごいね。どうでしょうか。

## 松山委員

5の事業者のところ、ほかの項目でもたくさん入ってくるだろうから、これ以上増やすのも思いながらですけども、やっぱり「子どもの権利とビジネス原則」。事業を行う中で、子どもに対するハームがないようにする。例えば広告を打つときとか、子どもの目に触れるような発信をするときに、子どもが傷つかない、子どもの権利を守りながら発信をするというようなことですか、そのコンテンツや商品を考える上でも、様々な子どもを想定をするということが、国連の合意の中でつくられてきているかなと思いますけれど、そういったトレンドというのも入ってくるいいのかなと思って読んでいました。

## 野村会長

ありがとうございます。一般的意見でしたか、一般的興味でしたかね。最近、関心も非常に高くなっています。ほかにいかがでしょうか。

すぐに宿題を出すとか言うからな、みんな、ちょっと躊躇しているんですけど、これ、このまま答申案を事務局にお願いをすることはしなくて、この答申案をつくるワーキングをつくろうと今、考えています。

私と田谷副会長と、それから権利のカatalogの相川弁護士の3人の予定が合ったところでワーキングを開きますので、来られる人はどうぞ来てくださいというワーキングをやりたいと思います。何の合意もとってなくて、私が勝手に決めているんですけど、いいですよ。

## 田谷委員

承知しました。よろしくお願いします。

## 相川(裕)委員



よろしく申し上げます。

## 野村会長

よろしく申し上げます。少なくとも今日までの議論は、とりあえず事務局のほうで入れ込んでいただいて、それをもとにこの報告書の答申案の作成に入っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで、前いろいろお話をした中で、あまりちゃんと議論ができていない部分として、私からお話しさせていただいた救済機関のお話と、それから子どもの権利条例を動かすためのお話として、計画及び計画の推進、施策の推進というところがあるかと思いますが。これはまだ議論ができていない部分はあるんですけど、今、参考資料の1として、「子どもに関わる法定計画等一覧」というのを出示していただいています。見ていただければわかるとおり、中野区自治基本条例というのは、これは自治一般についてのお話で、記載の中では地方自治法に基づいて、基本構想、基本計画をつくるという、自治体のプランですね。全体のプランというのは、これはあり得るんですけど、子どもに関わる計画というのは、今ここでまとめていただいたので5本立っています。

一つが子ども・子育て支援法に基づくもの、それから次世代育成に関するもの、この辺、一緒ですかね。厚生労働省通知の母子健康計画の策定についてというのと、それから貧困に関するもの、子ども・若者育成支援推進法に基づくものということで、法定の計画、法律が、つくりなさいというのは子ども・子育て支援法かな。つくるよう努力しなさいというのが大体ほとんどで、つくったら公表しなさいとかいうのもあったりして、結構、自治体はいろんな計画をつくらされているんだけど、これを条例のもとに、子どもの権利条例のもとに多分置いていく必要があるんだろうと思っています。あと教育については結構ありますか。そういうことも含めて、条例の中に埋め込んでいければいいのかなというふうには思ったりはしています。

今日はあまり議論する材料が、それ以上のものはないので、答申案をつくる中で、またご意見をお伺いできればというふうに思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

でも、そんなにたくさん計画があるということは、知っておいていただいてもいいかなと思います。しかも、自治体では同じ部署がたくさん計画をつくっているんでしょう。ですよね。子ども・教育部が全部所管しているんですよね

## 事務局(子ども政策担当課長)

はい、そうです。

## 野村会長

迷惑極まりないんですね。

#### 子ども・教育政策課 子ども政策担当課長

そこは答えにくいんですけど。

#### 野村会長

言っているんです。もうだって、地方分権で、迷惑極まりないから、何とかしろっていうふうに、各自治体から提案が出ていて、今年度はこれを何とかするという議論を今、しようとしているので、迷惑極まりないというのを、ぜひ言っていただければと思うんですけど、これをやっぱり総合行政が進めていく上では、こども基本条例のもとに置いていくということは大事な視点かなと思っています。そんな観点で、答申案の中では入れていければと思っている次第です。また、そういう話がわかったところで、意見を伺えればと思っています。

それから、参考資料の2というところで、これは意見聴取の結果というのが上がっています。これは先ほどの齋藤さんのお話ではありませんけれど、子どもの意見がどのように尊重されたのかということが、意見を言っぱなしというだけではなくて、これらの意見をどういうふうにするのかということは一つの課題だと思いますけれど、少なくともうまくまとめた上で、答申案の中につけられればというふうには思っています。

またその辺の工夫をどうするかというのは、大変恐縮ですけど、子どもの意見聴取のヒアリング部会でもご検討いただけるといいかなと思っています。また宿題出してしまった。大丈夫ですかね。田谷さん、大丈夫でしょうか。

#### 田谷委員

頑張りますとしか言えないんですけども、この意見聴取いただいたもので少し工夫をしながら、中野区にあったらいいなと思う場所という言い方ではなくて、あなたにとって大切な場所はどこですかという言い方に変えたりとか、あなたのことですよということを進めながら、意見聴取ではやっていこうと思います。

ともすると、ワークショップは子どもの権利条約を啓発する流れになりそうになってしまう私がいいますので、一緒に参加していただく委員の方に、これは意見聴取の場だよというのを引き戻していただきながら、できる限り盛り込んでいけるように努力をしていきます。よろしくお願いいたします。

#### 野村会長

お願いします。いろいろやることがだんだん増えていきますけれども、よろしくお願いいたします。

それで、今後の日程なんですけれど、事務局のほうから、おおよその日程についてお教えいただけますでしょうか。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

事務局から今後の日程についてお知らせいたします。次回が5月18日で、第6回の審議会なんですけれども、野村会長とご相談させていただきまして、もう1回やっぱり審議会を開かないと厳しいのではないかとということでお話しさせていただきまして、5月26日の水曜日で、もう1回やらせていただければと思います。

そこで答申を最終的に確定させまして、6月1日に区長に提出できればなというふうに考えております。

以上です。

**野村会長**

ありがとうございます。こんなにタイトな審議会もないと思いますが、議会が2週間前倒しになったのですか。

**子ども・教育政策課 子ども政策担当課長**

都議会議員選挙がありまして、通常の年よりも2週間前倒しという形で今年度はなっていますので。

**野村会長**

ということで、次の議会までに出すというお話で、結構タイトになってしまいました。なので、5月18日までの間に、この答申案を考えるワーキングを設定したいと考えています。また日程調整はメール等でやりたいと思いますけれど、どうぞよろしく願いいたします。なかなか皆さんお忙しくて時間がない中なんですけれど、せっかくやり始めたことでもあるので、この短い時間の中で、子どもから話を聞く時間をこれだけとれたというのは、ある意味奇跡に近いというか、皆さんの奮闘・努力の結果とあって、まだやる日程のほうが多いんですけれど、だと思えますので、そういうものもうまく組み込みながら、せっくなのでいいものにしていただければというふうに思います。

**事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)**

それで、先ほど申し上げた5月26日は、時間が18時から20時までという形でさせていただきたいと思います。また通知は、皆さんに別途送らせていただきます。

それと、今会長からお話のあった答申のワーキンググループなんですけれども、参加者だけこの場で決めていただければと思うんですけれども。

## 野村会長

というか、日程が決まらないと参加者が多分決まらないという構造になっているのではないかな。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

わかりました。そうしましたら、日程を決めてから、皆様にメールで送らせていただきますので、その際に参加の可否を教えていただければと思います。

## 野村会長

出入り自由ですので、ただ会場の都合とか多分あるので、参加される場合には申しただければというふうに思います。自分なんか参加していいんだろうかということは一切ありません。本会議みたいになってしまったりするかもしれませんが、それはそれでもいいです。ただワーキングなので、傍聴の機会は申し訳ないんですけど、ないんですけど、その結果については次回の18日にお示しをしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

## 粉川委員

地域の方から幾つか審議会のところで話題にしてほしいというものを預かりまして、一つは今回の審議会のところで、子どもの権利擁護推進審議会ということで、条例をつくる際は、ぜひ擁護というのを外してもらいたいというようなお声をいただいたというのが一つと。

## 野村会長

それは条例の名称という意味ですかね。

## 粉川委員

そうですね。あともう一つは、前回の審議会のときにも少し話題になっていたんですけど、「子ども」という表記を、「子」が漢字で「ども」は平仮名にしてほしいと。それは多分区内で統一して、文書をつくるときにそのような形でやってほしいと。そういうような二つのご意見をいただきましたので。

## 野村会長

そうなると思います。なるでしょう。ありがとうございます。いろいろあれば、またご指摘いただければと思います。

ほかにございますでしょうか。事務局のほうから何かありますか。

## 事務局(子ども・教育政策課 子ども政策調整係)

そうしましたら、資料の6でたたき台を今回まとめさせていただいています。こちらはたたき

台なので、確定のものではないので、これまでの出てきた意見を事務局でまとめたものになります。まだ全然皆さんにたたいてもらおうと思っていますので、お気づきの点等がございましたら、どんどんメールなり電話なりで教えていただければと思います。ワーキングにもし来られなくても、メールでも教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

#### 野村会長

では7時から9時までということになっていましたが、朝からずっとこういう会議でくたびれていていますが、ちょっと早目ですが、終わっていいでしょうか。皆さんもご苦労さまです。

では次回、18日ということで、またお会いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では今日はどうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。

午後8時45分 閉会